

令和7年4月1日  
以降に転入した方

# 令和7年度 移住支援金のご案内

担い手不足の解消、地域課題の解決、長野県内への移住促進のため、

東京圏(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県)、愛知県、大阪府から長野市へ移住し、  
就業又は創業した方に、移住支援金を支給しています。

単身の場合 **60万円**  
2人以上世帯の場合 **100万円**  
18歳未満の世帯員1人につき **100万円加算**

令和7年度 申請期限  
**令和8年1月20日(火)**

長野市に転入後3カ月以上1年以内に、  
長野市へ移住支援金の交付申請が必要  
です。転入日から1年以内に申請期  
限が到来する場合は、ご注意ください。

対象者 以下の「1 移住に関する要件」と「2 就業・創業に関する要件」の両方を  
満たす方が対象となります。

## 1 移住に関する要件

次の①から⑨までの要件を全て満たす方

- ① 長野市に転入した日が令和6年4月1日以降であること。
- ② 長野市に転入する直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京圏、愛知県または大阪府(以下「東京圏等」)に在住かつ就労をしていたこと。  
※ 在住は、住民票の住所になります(以下同じ)。  
※ 被用者として就労していた場合は、雇用保険の被保険者としての就労に限ります(以下同じ)。  
※ 東京圏等に在住かつ東京圏等の大学等に通学し、東京圏等の企業に就職した場合、大学等への通学期間も5年間の就労期間に通算できます。
- ③ 転入日の前日まで連続して1年以上東京圏等に在住していたこと。
- ④ 転入日の1年3カ月前に当たる日から転入日の前日までの期間において、連続して1年以上就労していたこと。
- ⑤ 転入後3か月以上1年以内に、長野市へ移住支援金の交付申請をすること。
- ⑥ 移住支援金の交付の申請をする日(以下「交付申請日」という。)から5年以上継続して本市に居住する意思があること。
- ⑦ 日本人または外国人であって、永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者・特別永住者のいずれかの在留資格があること。
- ⑧ 暴力団員または暴力団関係者でないこと。
- ⑨ 過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと(ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、本市が認める場合を除く)。

「2人以上の世帯」として申請する場合は、全ての世帯員が次の①から④を満たしている必要があります。

- ① 転入日の前日において申請者と同一の世帯に属していたこと。
  - ② 交付申請日において申請者と同一の世帯に属していること。
  - ③ 交付申請日において転入後3か月以上1年以内の者であること。
  - ④ 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ※ 100万円の加算は世帯員のうち申請日の属する4月1日現在で18歳未満の者(4月2日生まれを含む。)が対象です。

## 2 就業・創業に関する要件

2

次のAからEに掲げる区分の**いずれかに**該当する必要があります。

### A マatchingサイト(一般)

次の①から⑧の要件を**全て**を満たすこと。

- ① 就業先となる企業等が**マッチングサイト(長野県移住支援金対象求人情報サイト)**に求人情報を掲載した法人であること。
- ② マatchingサイトに掲載した求人に対して応募をし、採用されたこと。
- ③ 転勤、出向、派遣など労働条件の変更に該当するものでないこと。
- ④ 就業先における労働条件が期間の定めのない労働契約であり、かつ、1週間当たりの労働時間が20時間以上であること。
- ⑤ 勤務地が東京圏以外の地域であること。
- ⑥ 交付申請日において**就業先で3カ月以上就労**していること。
- ⑦ 交付申請日から就業先において5年以上継続して就労する意思があること。

#### マッチングサイトとは？

- ▶ 長野県が運営する求人情報サイトです。  
移住支援金対象の求人や企業情報を掲載しています。

マッチングサイトはこちらから  
( <https://uij-matching.pref.nagano.lg.jp/> )



### B 専門人材

次の①から⑨の要件を**全て**を満たすこと。

- ① **内閣府地方創生推進室が実施する「プロフェッショナル人材事業」又は「先導的人材マッチング事業」を利用して**長野市内で就業した者であること
- ② 就業先の本店所在地が長野県内にあり、長野市内に事業所を有する法人であること。
- ③ 就業が、転勤、出向、派遣など労働条件の変更に該当するものでないこと。
- ④ 就業先における労働条件が期間の定めのない労働契約であり、かつ、1週間当たりの労働時間が20時間以上であること。
- ⑤ 勤務地が東京圏以外の地域であること。
- ⑥ 交付申請日において**就業先で3カ月以上就労**していること。
- ⑦ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- ⑧ 交付申請日から就業先において5年以上継続して就労する意思があること。

プロフェッショナル人材事業  
(<https://www.nagano-pro.com/>)



先導的人材マッチング事業  
(<https://pioneering-hr.jp/>)



## C テレワーカー

情報通信技術(ICT)を活用して移住した住居等で**テレワークを恒常的に実施し、かつ、一週間当たり20時間以上テレワークを実施する者**であって、次のア又はイの要件を満たすこと。

### ア 被用者として就労している場合(雇用型テレワーク)

次の要件を**全て**を満たすこと。

- ① 所属先企業等からの命令によるものではなく、自己の意思により移住したものであって、**長野市を生活の本拠とし、移住前の業務を引き続き行うこと(移住後に、移住前と同一の企業等において同様の業務を移住先でテレワークにて続けていること)**。
- ② 所属先企業等から内閣府が実施するデジタル田園都市国家構想交付金又はその前歴事業を活用した取組に係る資金提供を受けていないこと。

### イ ア以外の形態により就労している場合(自営型テレワーク 法人経営者含む)

次の要件を**全て**を満たすこと。

- ① 長野市へ**転入する前に**、移住相談会及び移住イベント等において**長野市に移住相談等した**こと。
- ② 自己の意思により移住したものであって、**長野市を生活の本拠とし、移住前の業務を引き続き行うこと**。
- ③ 内閣府が実施するデジタル田園都市国家構想交付金又はその前歴事業を活用した取組に係る資金提供を受けていないこと。

#### テレワークとは？

- ▶ 「情報通信技術(ICT)を活用した、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」のこと。働く場所で分けると「在宅勤務」「モバイル勤務」「サテライトオフィス勤務」があります。また、就業形態によって「雇用型テレワーク」と「自営型テレワーク」に分類できます。

#### 自営型テレワークとは？

注文者から委託を受け、情報通信機器を活用して主として自宅又は自宅に準じた自ら選択した場所において、成果物の作成及び役務の提供を行う就労をいいます。

詳細は「HOME WORKERS WEB (厚生労働省)」をご確認ください。

(<https://homeworkers.mhlw.go.jp/>)



#### デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))とは？

- ▶ 地方公共団体が、サテライトオフィスを整備・運営したり、民間のサテライトオフィス施設の開設・運営を支援したり、区域外の企業にサテライトオフィス利用を促進したりする事業です。詳細は「内閣府地方創生推進室HP」をご確認ください。

(<https://www.chisou.go.jp/chitele/index.html>)



#### テレワーク総合ポータルサイト(厚生労働省)(<https://telework.mhlw.go.jp/>)



※ テレワークの様態は様々であるため、本様式記載事項以外に個別の状況をお伺いすることがあります。

※ 勤務日数の1/5を超えて出勤する場合や、勤務先から通勤手当として定期券相当の交通費の支給がある場合は、テレワークと認められず、移住支援金の支給対象とならない場合があります。

## D 関係人口

次の①から③の要件**全て**を満たすこと。

- ① 長野市へ**転入する前**に、移住相談会及び移住イベント等において**長野市に移住相談等した**こと
- ② 次の**いずれかに**該当すること。
  - a. 次ページの「マッチングサイトの対象企業等の登録要件」を満たす企業に就業していること。
  - b. 長野県の認証した「職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業」であって、市内に事業所を有する企業に就業していること。
  - c. 農林水産業に従事していること。
  - d. 家業等に従事していること。
- ③ 次に掲げる要件の全てを満たす労働条件等で就業していること。
  - a. 就業が、転勤、出向、派遣などの労働条件の変更に該当するものでないこと。
  - b. 就業先における労働条件が次の要件の全てを満たすこと。
    - 期間の定めのない労働契約であること。
    - 1週間当たりの労働時間が20時間以上であること。
  - c. 勤務地が東京圏以外の地域であること。
  - d. 交付申請日において**就業先で3カ月以上就労**していること。
  - e. 交付申請日から5年以上継続して就業先において就労する意思があること。

### 「職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業」とは？

誰もが生き生きと働くことができる職場環境づくりに先進的に取り組み実践しているとして、長野県が認証している企業

▶ 認証企業はこちらから検索できます。

「ながのけん社員応援企業のさいと」(<https://nagano-advance.jp/>)



## E 創業

次の①及び②の要件**全て**を満たす者

- ① ソーシャル・ビジネス創業支援金(長野県または長野県が委託した事業者が交付する長野県地域課題解決型創業支援事業に係る補助金)の**交付決定を受けている**こと。
- ② ①の交付決定の日から1年以内であること。

▶ 「ソーシャル・ビジネス創業支援金について長野県地域課題解決型創業支援事業)」

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogoyo/sogyo/sogyouhojokin.html>)



## マッチングサイトの対象企業等の登録要件

以下の要件を**全て**満たす企業であること

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア | 官公庁等ではないこと(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く)。                                                                                                                                                                                                                                            |
| イ | 資本金の額が10億円以上の営利を目的とする私企業ではないこと<br>(資本金の額が概ね50億円未満の法人であり、かつ、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど個別に判断することが必要な場合において、当該企業の所在する市町村の長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く)。                                                                                                                                                  |
| ウ | みなし大企業(次のいずれかに該当する法人をいう。)ではないこと。ただし、イの括弧書きの規定により知事が必要と認める法人については、次に掲げる要件の判定に当たり資本金10億円以上でないものとみなす。<br>(ア) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人<br>(イ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人<br>(ウ) 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人 |
| エ | 本店、支店又は事業所の所在地が長野市内にある法人等であること                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| オ | 本店所在地が東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県)の法人(※1)ではないこと。ただし、条件不利地域(※2)を除く。<br>※1 勤務地限定型社員(東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。)を採用する法人を除く。<br>※2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。                   |
| カ | 雇用保険の適用事業主であること                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| キ | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業者でないこと。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| ク | 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| ケ | 就業先企業等の長野県税及び長野市税に未納がないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                             |

申請  
書類

次の書類を、移住推進課窓口(市窓口)・郵送・電子メール(PDFデータのみ、写真は不可)のいずれかの方法でご提出ください。

※就業区分によって提出書類が異なります。

## 1. 必須書類(全ての方が対象)

| 提出書類                                                                                                                                                                                               |                                       | 取得先           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------|
| 申請書兼実績報告書(様式第1号)                                                                                                                                                                                   |                                       | 市窓口、HP        |
| 移住支援金に関する個人情報の取扱い(様式第2号)                                                                                                                                                                           |                                       | 市窓口、HP        |
| 移住支援金の交付申請に関する誓約書(様式第3号)                                                                                                                                                                           |                                       | 市窓口、HP        |
| 移住元での通算5年以上及び移住直前における連続1年間の在住の証明書類(写し可)<br>※ 住民票の住所で在住の確認をします。<br>※ 外国人の場合はお問い合わせください。                                                                                                             | 戸籍の附票<br>(※ 長野市の住所まで記載されているもの)        | 対象期間に本籍をおく自治体 |
| 移住元での通算5年以上及び移住直前における連続1年間の就労の証明書類(写し可)<br>● 雇用保険の被保険者として雇用されていた場合<br>▶ 雇用保険の資格取得日及び資格喪失日が分かるもの<br>● 法人経営者または個人事業主であった場合<br>▶ 事業の開始日及び廃業日(又は事業継続)が分かるもの<br>● 通算5年の就労期間に通学期間を通算する場合<br>▶ 通学期間が分かるもの | 雇用保険の被保険者証、離職票、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書等 | 就業先、ハローワーク    |
|                                                                                                                                                                                                    | 法人登記簿謄本か開業届、確定申告書(※)、決算関係書類等          | 法務局、税務署等      |
|                                                                                                                                                                                                    | 在学証明書、卒業証明書等                          | 在籍していた学校      |

## 2. 「2人以上の世帯」として申請する場合

\* 該当年度分のご提出をお願いします。

| 提出書類                              |                                       | 取得先                  |
|-----------------------------------|---------------------------------------|----------------------|
| 移住前後の住所において同一世帯であることが確認できる書類(写し可) | 長野市に転入する直前の住所の住民票除票(※世帯全員分で続柄が分かるのもの) | 長野市に転入する直前に住所があった自治体 |
|                                   | 長野市の住民票(※世帯全員分で続柄が分かるのもの)             | 長野市<br>市民窓口課、支所      |

## 3. 就業区分別の必要書類

## (1) 「A マッチングサイト」及び「B 専門人材」として申請する場合

| 提出書類                               |            | 取得先           |
|------------------------------------|------------|---------------|
| 就業証明書(様式第4号)<br>※ 就業先に記入を依頼してください。 |            | 市窓口、HP        |
| 就業先企業で就労している証明書類(写し可)              | 雇用保険の被保険者証 | 就業先<br>ハローワーク |

## (2) 「C テレワーカー」の場合

| 提出書類                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                            | 取得先        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|------------|
| 就業証明書(様式第4号の2)<br>※ 就業先に記入を依頼してください。<br>※ 法人経営者又は個人事業主の場合は、併せて「様式第4号の2別紙(個人事業主等自営型テレワーク用)」をご提出ください。                                                                                                                                                           |                                                            | 市窓口、HP     |
| 就労していることの証明書類(写し可)<br><br>● 雇用保険の被保険者として雇用されている場合<br>(雇用型テレワーク)<br>▶ 雇用保険の資格取得日及び資格喪失日が分かるもの<br><br>● 法人経営者又は個人事業主である場合<br>(自営型テレワーク)<br>次のaからcすべての書類<br>a. 法人経営者又は個人事業主であることがわかる書類<br>b. 移住前後でテレワークをしていることを確認できる書類<br>(移住前後の日付が記載されているもの)<br>c. 業務内容が確認できる書類 | 雇用保険の被保険者証                                                 | 就業先、ハローワーク |
|                                                                                                                                                                                                                                                               | a. 法人登記簿謄本か開業届、確定申告書(*), 決算関係書類等                           | 法務局、税務署等   |
|                                                                                                                                                                                                                                                               | b. 納品書、請求書、業務のやり取りがわかる電子メール画面等<br><br>c. 業務委託契約書、納品書、請求書、等 |            |

\* 該当年度分のご提出をお願いします。

## (3) 「D 関係人口」の場合(農林水産業及び家業等に就労している場合はご相談ください)

| 提出書類                                                        |                                      | 取得先                      |
|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------|
| 要件証明書(様式第4号の3)<br>※ 就業先に記入を依頼してください。                        |                                      | 市窓口、HP                   |
| 就業先企業に係る法人登記簿謄本(現在事項全部証明書)<br>(写し可)<br>※ 就業先に取得を依頼してください。   |                                      | 就業先企業、法務局                |
| 就業先企業が長野県税及び長野市税に未納がないことが確認できる書類(写し可)<br>※ 就業先に取得を依頼してください。 | 長野県税の納税証明書<br>長野市税の納税証明書<br>※両方必要です。 | 県:長野県税事務所<br>市:長野市収納課、支所 |
| 就業先企業で就労している証明書類(写し可)                                       | 雇用保険の被保険者証                           | 就業先、ハローワーク               |

## (4) 「E 創業」の場合

| 提出書類                        | 取得先          |
|-----------------------------|--------------|
| ソーシャル・ビジネス創業支援金交付決定通知書(写し可) | 長野県創業支援金担当部署 |

「様式第1号」から「第4号の3」は市HPからダウンロードできます。  
 (https://www.city.nagano.nagano.jp/n041600/iju/p004277.html)



# 返還について

次の事項に該当する場合は、移住支援金を返還いただきます。返還に該当する場合又はその可能性が生じた場合は速やかにご連絡ください。なお、自己都合による退職は返還対象となります。

- ① 交付申請日から5年以内に市外に転出したとき
- ② 交付申請日から5年以内に就業先企業を辞し、又は事業を廃止したとき(ただし、令和7年4月1日以降に転入し、「C テレワーカー」で申請した方は除きます)。

※ 交付申請日から1年以上経過した後に就業先企業等を辞し、又は事業を廃止した場合であって、3か月以内に移住支援金の要件を満たす企業等へ就業し、引き続き長野市に住所を有している場合は返還免除になる場合がありますので、該当する場合は速やかにご連絡ください。

# 重要事項

- 支援金の交付を受けた場合、補助金の申請日から5年を経過する日までの間、毎年、居住の確認及び勤務状況の確認を行います。なお、勤務状況の確認は、就業先企業等に就業証明書を記入していただきます。
- 国及び長野県と共同で実施しています。手続きに関するお問合せ及び審査等にあたり、国及び長野県での確認のため、回答にお時間をいただく場合があります。
- 交付申請の際は、就業先と協議の上、必要書類をご準備ください。就業先からのお問合せにはお応えいたしかねます。
- 予算の範囲内で交付するため、予算の上限金額に達した場合、申請の受付を中止する場合があります。
- 提出書類により、交付の可否を判断します。事前のお問合せにより、交付を確約することはありません。
- 電話等によりご説明した内容は、全ての要件を確認したものではないため、相違がある場合があります。

# 問

長野市企画政策部 移住推進課 移住・定住相談デスク

所在地:〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地 第一庁舎6階

電話:026-224-7721 FAX:026-224-5103 メール:iju@city.nagano.lg.jp

## ▶ 長野市ホームページ

「長野市就業・創業移住支援金(UIJターン就業・創業移住支援事業)のご案内  
(<https://www.city.nagano.nagano.jp/n041600/iju/p004277.html>)



## ▶ 長野県ホームページ

「UIJターン就業・創業移住支援事業支給要件等のご案内」  
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/sangyo/rodo/koyo/kyufukin/r4.html>)



FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市